

特定母樹の指定・配布状況について

1. はじめに

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(間伐等特措法)(平成20年法律第32号 最終改正:令和3年法律第15号)では、特に成長に優れ、花粉量が一般的なスギやヒノキに比べて概ね半分以下のもの等を、農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖を促進することとされています。

林木育種センターでは、都道府県と認定特定増殖事業者による採種圃園の造成等の目的のため、特定母樹の原種を配布しておりますので、ご紹介いたします。

2. 特定母樹の指定状況

特定母樹の制度が創設された平成25年度から令和5年度末までに、林木育種センターが開発したエリートツリー等の中から、特定母樹指定基準を満たした439系統を申請し、農林水産大臣から特定母樹に指定されています。そのうちの84%はエリートツリーから指定されたものとなっています(下表参照)。

なお、このほか、各県が申請し、特定母樹に指定されたものが99系統あり、全国では538系統が指定されています。

3. 特定母樹の原種苗木の生産と配布状況

林木育種センターでは、都道府県等からの特定母樹等の原種配布要望に応え原種苗木等の生

表 特定母樹の指定状況(系統数)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	合計
北海道			3 (1)	32 (29)	35 (30)
東北	90 (45)		23 (23)		113 (68)
関東	57 (57)	21 (21)	72 (72)		150 (150)
関西	56 (56)	41 (41)			97 (97)
九州	39 (18)	5 (5)			44 (23)
合計	242 (176)	67 (67)	98 (96)	32 (29)	439 (368)

(注1) 各欄下段の()内の数値はエリートツリー数で内数

(注2) 北海道のカラマツには、グイマツ1系統を含む

産・配布を行っております。

平成25年に間伐等特措法が改正され、平成26年度から認定特定増殖事業者にも特定母樹の原種の配布を開始したことにより、全体の原種配布本数は増加しており、10年前と比較すると約2倍となっています(下図参照)。



図 原種苗木等の配布本数の推移

このうち、特定母樹については、平成25年度から令和5年度までに全国で約89千本を配布しており、樹種別内訳では、スギ約60千本、ヒノキ約19千本、カラマツ約6千本、グイマツ約4千本であり、令和5年度は、特定母樹の配布本数が全体の約8割を占めるまでになってきています。

なお、林木育種センターでは、原種苗木等を配布する際には苗木1本ごとにDNA分析を行い、要望系統と配布系統に相違がないことを確認したうえで配布しています。

4. 今後について

令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進することとされています。

林木育種センターでは、今後も開発したエリートツリー等の中から特定母樹への申請を進めるとともに、都道府県等が設定した採種圃園に対して、講習会等を通じて技術指導を行うことにより、更なる特定母樹の普及に貢献して参ります。

(指導普及・海外協力部 指導課

福山 友博)